

阪南市建設工事請負業者選定要綱

平成15年4月10日阪南市告示第19号
改正 平成16年 3月10日阪南市告示第13号
改正 平成18年 3月 7日阪南市公告第 5号
改正 平成18年11月29日阪南市公告第23号
改正 平成19年 5月28日阪南市公告第11号
改正 平成21年 5月25日阪南市公告第 9号
改正 平成23年 5月31日阪南市公告第6の2号
改正 平成24年 5月31日阪南市公告第4の1号
改正 平成25年 3月31日阪南市公告第 1号
改正 平成27年 3月31日
改正 平成29年 6月 1日阪南市公告第 9号
改正 平成31年 3月30日阪南市公告第 9号
改正 令和 5年11月24日阪南市公告第 3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、阪南市入札参加資格審査申請要綱（平成18年阪南市公告第22号。以下「申請要綱」という。）第7条第1項に規定する有資格者（以下「有資格者」という。）の等級への格付（以下単に「格付」という。）及び選定について必要な事項を定めるものとする。

(格付の対象工事)

第2条 格付は、土木工事、舗装工事、建築工事及び電気工事（以下「対象工事」という。）の工事種別について有資格者に対し、当該工事種別ごとに行うものとする。

2 前項に規定する対象工事以外の建設工事（以下「専門工事」という。）は、必要に応じて格付することができる。

(格付の対象業者)

第3条 格付の対象業者は、申請要綱第3条第2項第1号に規定する市内工事の有資格者（以下「市内有資格者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 格付する日（以下「格付日」という。）において、2年以上継続して市内有資格者である者
- (2) 格付日の前年度において市内有資格者でない者であって、格付日の前々年度（以下単に「前々年度」という。）において2年以上

継続して市内有資格者であるもの。ただし、前々年度の末日から、法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）に定める商号の登記が継続されているもの及び法人以外のものにおいてはその代表者に変更がないものに限る。

- (3) 格付日において過去に格付された者であって、その格付の後、市内有資格者でない期間がその期間ごとに1年を超えたことがないもの

（格付の方法）

第4条 格付は、工事種別ごとに建設業者の客観的要素による点数（以下「客観点」という。）及び主観的要素による点数（以下「主観点」という。）を合算して得た点数（以下「総合評点」という。）に基づき、別表の等級により行うものとする。ただし、舗装工事及び電気工事の格付は、客観点のみで総合評点を決定する。

- 2 客観点は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の29第1項に規定する総合評定値とする。

- 3 主観点は、次に定めるところにより大規模災害発生時における応急復旧作業等に関する協定書（以下「防災協定」という。）の締結の有無及び地元要素により得た点数とする。

(1) 防災協定の締結の有無による点数は、20点とし、阪南市（以下「市」という。）と防災協定を締結している場合又は市内有資格者が市と防災協定を締結している団体に加入している場合に限り、加算する。

(2) 地元要素による点数は、10点とし、代表者が市住民である市内有資格者に該当する者に限り、加算する。

- 4 電気工事に格付される市内有資格者は、対象工事のうち他の工事種別に格付されないものとする。

（格付の有効期間）

第5条 格付は、毎年行うこととし、その有効期間は、格付を決定した

日から翌年の格付決定日の前日までとする。

(格付の特例)

第6条 新たに市内有資格者となった者及び法第26条第1項に規定する主任技術者が1名である市内有資格者の等級は、最下位の等級とする。

2 前年度に格付された等級（以下「前年度等級」という。）から昇格する場合は、1等級を限度とする。ただし、昇格する市内有資格者から格付決定日の10日前までに申出があった場合、当該市内有資格者は、前年度等級にとどまることができる。

3 前年度等級から降格する場合は、限度なしとする。ただし、社会情勢等の変動により、市が対象工事の総合評点を改定したときは、降格する市内有資格者に対して一定の猶予をもって格付することができる。

4 建築工事又は土木工事の最上位等級に格付される市内有資格者は、次の全てに該当しなければならない。

(1) 法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を有していること。

(2) 社会保険、雇用保険及び建設業退職金共済制度に加入していること。

(3) 申請要綱第2条第2項の規定により提出された技術者名簿に記載する技術職員数が3人以上であり、かつ、格付される工事種別において法第7条第2号に規定する営業所ごとの専任の技術者の他に法第26条第2項に規定する監理技術者となる者が1名以上であること。

5 継続して2年以上同一の等級に格付されていない市内有資格者は、その対象工事においては昇格しないものとする。ただし、前年度から起算して10年以内において、昇格する等級に格付された実績がある場合は、この限りでない。

(対象工事の発注基準)

第7条 対象工事の発注基準は、別表に定めるとおりとする。

- 2 対象工事の発注基準の対象となる金額（以下「発注基準金額」という。）は、当該工事の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）とする。
- 3 種類の異なる工事を合算して発注する場合は、それぞれの工事の予定価格を合算した額を発注基準金額とし、その発注基準は、主たる工事の発注基準によるものとする。
- 4 対象工事において、一般競争入札又は指名競争入札による契約である電気工事を発注する場合は、原則として分離発注とする。

(指名業者の選定)

第8条 指名競争入札に付するときは、阪南市財務規則（平成13年阪南市規則第8号）第109条第1項の規定により、なるべく5人以上を有資格者の中から選定し、次に掲げる事項に留意して、指名の公平性に努めなければならない。

(1) 発注工事の種目及び内容並びに対応等級

(2) 発注工事の地理的条件

ア 本店、支店又は営業所等の所在地から見て、当該工事を確実に円滑に実施できること。

(3) 発注工事の技術的適正

ア 発注工事において、必要な技術を有すると認められる者

イ 発注工事と同種同程度の施工実績があること。

ウ 発注工事を施工管理する有資格技術者が確保できると認められる者

(4) 本市発注工事における手持ち工事の状況

ア 本市において、同種工事（随意契約、単価契約及び小規模な工事を除く。）の施工中でない者。ただし、当該指名競争入札に付そうとする対象工事及び専門工事に必要な等級に格付けされた者

のうち同種工事の施工中でない者の数が3者に満たない場合等で、技術者の適正な配置の条件を満たし、当該発注工事につき施工能力を有すると認めるときは、指名業者として選定することができる。

(5) 入札参加停止等の状況

ア 阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号。以下「停止要綱」という。）に基づく入札参加停止期間中でない者

イ 阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年阪南市訓令第1号。以下「措置要綱」という。）に基づく入札参加除外措置を受けていない者

(6) 経営状況

ア 手形の不渡り、銀行取引停止等の事実がなく、客観的に経営状況が健全であると判断される者

(7) 法第27条の23に規定する経営に関する客観的事項の審査結果が有効期間内である者

(8) 希望の状況

ア 希望による選定を行うため、事前に公表する対象工事及び専門工事について、所定の手続により指名を希望する者

2 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当し、やむを得ないと認められるときは、前項の規定にかかわらず指名することができる。

(1) 特殊な技術、経験又は機械を要する工事であるとき。

(2) 災害における応急復旧工事であるとき。

(3) 発注工事の性質又は目的により、特に必要と認めるとき。

（指名の取消）

第9条 市長は、有資格者が停止要綱に基づく入札参加停止措置又は措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けたときは、現に指名している工事の指名を取り消すことができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難いときは、市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月10日阪南市告示第13号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月7日阪南市公告第5号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年11月29日阪南市公告第23号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年5月28日阪南市公告第11号）

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成21年5月25日阪南市公告第9号）

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日阪南市公告第6の2号）

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年5月31日阪南市公告第4の1号）

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日阪南市公告第1号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日阪南市公告第9号）

この決裁は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成31年3月30日阪南市公告第9号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月24日阪南市公告第3号）

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表（第4条、第7条関係）									
等級別発注基準									
工事種別	等級	総合評点				発注工事金額の限度			
土木	A1	750	点以上			55,000	千円以上		
	A2	700	点以上	750	点未満	30,000	千円以上	70,000	千円未満
	B	620	点以上	700	点未満	10,000	千円以上	40,000	千円未満
	C	620	点未満			20,000	千円未満		
舗装	A	620	点以上			10,000	千円以上		
	B	620	点未満			10,000	千円未満		
建築	A	710	点以上			40,000	千円以上		
	B	620	点以上	710	点未満	10,000	千円以上	70,000	千円未満
	C	620	点未満			20,000	千円未満		
電気	A	650	点以上			8,000	千円以上		
	B	650	点未満			13,000	千円未満		